

平成28・29年度阿久根市建設工事入札参加資格における格付基準

阿久根市建設工事入札参加資格等に関する要綱（平成19年11月1日告示第137号。以下「要綱」という。）第3条第1項に規定する別に定める基準について、次のとおり定める。

第1 総合点数の内容

格付については、市内業者（支店又は営業所等を市内に有する準市内業者を含む。）のみとし、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23に規定する経営事項審査の結果における総合評定値（経営事項評価点数）に2の技術事項等評価点数を加えたものを総合点数とする。

1 経営事項評価点数（客観点）

経営事項審査の総合評定値（P）を用いる。

2 技術事項等評価点数

（工事成績＋技術職員＋加点事項＋減点事項）

(1) 工事成績（主観点）

市工事实績を工事成績評定表（工事成績を用いて点数化したもの。）で評価換算する。

（最高100点）

(2) 技術職員

建設工事に係る2級以上の有資格者（平成28年1月31日時点で3か月以上の継続雇用者（社会保険加入者等。個人事業主を含む。））に係る評価点数を次のとおりとする。

（最高80点）

ア 1級の有資格者数 × 4点

イ 2級の有資格者数 × 2点

(3) 加点事項

ア 完成工事高

平成26・27年度の市工事完成工事高を完成工事高評価換算表で評価換算する。

（最高115点）

イ 研修会参加

従業員が鹿児島県の平成26・27年度に開催した研修会及び建設技術者講習会、建築関係研修会に出席した場合、出席者1名につき1点を加点する。

（最高6点）

ウ 建設業関連表彰実績

平成26・27年度に受賞した国・地方公共団体又は公的団体からの企業表彰及び国・

県からの(2)の技術職員に対する表彰に対し、各表彰2点、各年度4点までを加点する。

(最高12点)

なお、技術職員に対する表彰は、次のものに限る。

- ・国土交通行政功労表彰（優秀現場代理人・主任（監理）技術者表彰）
- ・優秀施工者国土交通大臣顕彰
- ・鹿児島県土木部優良工事表彰（優秀技術者表彰）
- ・鹿児島県農政部公共事業優良工事等表彰（優秀技術者表彰）

エ 品質マネジメントシステム認証取得

平成28年1月31日時点において、ISO9000シリーズの認証を取得している場合、20点を加点する。

オ ボランティア活動及び災害等への対応の状況

ボランティア活動及び災害等への対応の状況については、市内公共施設等への愛護活動及び地域における活動等を行った場合、各年度（26・27年度）につき次のとおり加点する。

(最高40点)

- ・年間10回以上 . . . 20点
- ・年間7回～9回 . . . 15点
- ・年間4回～6回 . . . 10点
- ・年間1回～3回 . . . 5点

カ 障がい者雇用

平成28年1月31日時点において、①「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が適用される業者は、法定雇用率を達成している場合、②「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率が適用されない業者であっては、障がい者を1名以上雇用している場合に各5点を加点する。

また、上記の雇用障がい者を1年以上継続して雇用している場合、5点を追加する。

(最高10点)

キ 災害支援協定

市と災害支援協定を締結している団体の会員の場合に10点を加点する。

ク 災害支援活動

市内の公共施設への緊急出動又は防災パトロールを行った場合は、各年度（26・27年度）につき8点を加点する。

(最高16点)

ケ 消防団員雇用

平成28年1月31日時点において、常用雇用者で阿久根市消防団員を雇用している場合に消防団員1名につき5点を加点する。

(最高20点)

コ 男女共同参画支援・子育て支援

平成28年1月31日時点において、就業規則に育児休業制度又は介護休業制度を設けている場合に各2点、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行っている場合に2点を加点する。

サ 環境マネジメントシステム認証取得等

平成28年1月31日時点において、環境マネジメントシステムの認証ISO14000シリーズの認証を取得している場合に20点を加点する。

シ 職業訓練生派遣

出水共同高等職業訓練校に常用雇用労働者を訓練生として派遣している者に1人につき2点 (最高4点)

ス 保護観察対象者の雇用支援

鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構に登録している者に2点

(4) 減点事項 (対象期間 平成26年4月1日～平成28年3月31日)

ア 指名停止を受けた業者

- ・ 3か月未満 △12点
- ・ 3か月以上6か月未満 △23点
- ・ 6か月以上 △36点

イ 法第11条に規定する変更届の遅延 (決算変更届等) △4点

ウ 法第22条の規定の規定に違反した業者 (一括下請) △12点

エ 法第28条に規定する行政処分を受けた業者

- ・ 指示処分 △23点
- ・ 営業停止処分 △29点

オ 法第29条第1項第2号に規定する取消処分を受けた業者 △40点

カ 許可切れ新規, 更新手続遅延 (始末書) △8点

キ 工事遅延

- ・ 15日以上30日未満 △6点

- 30日以上60日未満 △12点
- 60日以上 △20点

第2 格付区分

(1) 総合点数を用いて、次の基準により格付を行う。

ただし、土木工事及び建築工事のA級については、総合的な施工能力を重視する必要があることから、総合点数だけではなく、経営事項評価点数も条件とする。

格付区分	土 木	建 築	ほ 装	電 気	管	造 園	水道施設
A	1160 以上 かつ 経営事項評 価点数 890 以上	1100 以上 かつ 経営事項評 価点数 800 以上	910 以上	1050 以上	980 以上	880 以上	900 以上
Ⓑ	1159 ～ 1090	1099 ～ 1040	909 ～ 850	1049 ～ 980	979 ～ 920	879 ～ 730	899 ～ 770
B	1089 ～ 1020	1039 ～ 980	849 ～ 800	979 ～ 910	919 ～ 870	729 ～ 580	769 ～ 660
Ⓒ	1019 ～ 950	979 ～ 870	799 ～ 750	909 ～ 790	869 ～ 820	579 ～ 430	659 ～ 560
C	949 ～ 820	869 ～ 740	749 以下 及び 新規申請者	789 以下 及び 新規申請者	819 以下 及び 新規申請者	429 以下 及び 新規申請者	559 以下 及び 新規申請者
Ⓓ	819 ～ 720	739 ～ 650	—	—			
D	719 以下 及び 新規申請者	649 以下 及び 新規申請者	—	—			

(2) 昇格・降格は、上下2階級止まりとする。

(3) 前回格付以降の新規入札参加資格申請者は、最下位の格付区分に格付する。